

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年4月20日開催 日本証券業協会]

1. 拠点開設サポートオフィスについて

- 先般（1月12日）、新規に参入する海外資産運用会社等の登録の事前相談から、登録手続、その後の監督までを、英語によりワンストップで対応する「拠点開設サポートオフィス」を開設した。4月16日、英語での手続きによる初めての登録が行われたところである。
- 「拠点開設サポートオフィス」では、今後、自治体等と連携し、法人設立や生活支援を含めた相談にも、ワンストップで対応することを予定している。また、事業者の利便性も踏まえ、日本橋兜町に事務所を設置し、事業者とより密接なコミュニケーションを図るとともに、貴協会を始めとする自主規制機関等との連携も強化していきたいと考えている。
- 現在、新事務所の開設に向けた準備を進めており、令和3年6月を目途に新事務所での業務開始を予定している。今後とも、貴協会のご協力を得て、国際金融センター実現に向けた取組みを推進していきたいと考えている。

2. AI翻訳に関する協力について

- 国際金融センターの実現に向けた課題の一つである金融行政の英語化に関し、昨年12月の経済対策にAI翻訳技術の活用が盛り込まれた。
- 金融庁は、国立研究開発法人 情報通信研究機構（NICT）に委託し、金融分野の翻訳精度を向上させたAI翻訳モデルの構築を目指している。貴協会や協会員におかれては、翻訳精度の向上に向けて、日英で同一内容のワードもしくはエクセルファイルの既存文書を、可能な範囲で、4月中をメドにご提供いただきたい。
- 構築されたAI翻訳モデルは、NICTから民間のAI翻訳サービス提供者にも公開され、一般の利用に供される予定。金融業界における英語対応の底上げに繋がることが期待される。

3. 証券会社における適切な資金調達の仲介の在り方について

- MS ワラント（行使価額修正条項付新株予約権）について申し上げたい。
- 令和2年より続いている新型コロナウイルス感染症の影響から、我が国の企業も日々、資金調達的手段を試行錯誤していることと思われる。こうした中、MS ワラントの発行件数が増加しているが、この点に関して様々なご指摘をいただいているところである。
- 具体的には、機動的な資金調達が可能である、株式の希薄化が一気に起こらないといったメリットがあるとの意見がある一方、既存株主を中心に、株価の下落等から株主の利益を損ねるおそれ大きい、MS ワラント発行による資金調達の必要性がないケースが多い、また必要性についての説明が不十分であるなどといった指摘をいただいているところである。
- 金融庁が行ったヒアリングにおいても、MS ワラントについてはメリットがあるとする企業がある一方、必ずしもMS ワラントの内容を理解していなかった企業があった。また、内容を理解した結果、実際に発行を取りやめたケースもあると承知している。
- 証券会社の皆様におかれては、こうした状況を踏まえ、企業の資金調達についてアドバイスを行う際には、様々な選択肢を含めて検討を行うとともに、発行体が資金調達手法につき、十分にメリット・デメリットを理解できるよう説明を行っていただくようお願いしたい。その結果として、株主を含む企業の様々なステークホルダーの利益が確保されるとともに、その納得が得られるよう、取り組んでいくことが重要であると考えている。
- 金融庁としては、MS ワラントの発行状況について引き続きモニタリングしていくとともに、その利用のあり方について皆さんと一緒に考えてまいりたい。

4. 役員や管理職への女性の積極的な登用について

- 「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」（令和3年3月9日開催）で、総理より、女性の登用・採用目標の達成など

を盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」を強力に推進するよう指示があった。

- 令和の時代に輝ける男女共同参画を実現するため、役員や管理職への女性の積極的な登用をお願いしたい。

5. あいグローバル・アセット・マネジメントに対する行政処分について

- 前回、証券取引等監視委員会からご説明させていただいたあいグローバル・アセット・マネジメントについての業務改善命令に関する事例についてご説明したい。当社からは、命令に基づく報告があったが、運用する投資信託（あい・パワーファンド）の運用・管理の実態が把握できておらず、再発防止の検討もを行なわれていない状況であった。このため、4月2日付で業務停止命令等の行政処分を行った。
- 本件で問題となった投資信託については、複数の証券会社により販売されているところ、該当する証券会社におかれては投資家保護を最優先にご対応いただきたい。
- また、一般論として、顧客の知識、投資目的、顧客属性等に則した適正な投資勧誘を確保するため、証券会社は市場のゲートキーパーとして提供する金融商品の内容を適切に把握していただく必要がある。金融商品が多様化・複雑化するなか、投資家保護上問題を生じかねないリスクがある商品について、そういったリスクを十分に把握しないまま、顧客に販売を行うことのないよう、改めて注意をお願いしたい。

6. ソーシャルレンディングにおいて発生した重大な懸念事例について

- SBI ソーシャルレンディングより、2月5日、ソーシャルレンディング事業における貸付先の事業運営に、重大な懸念事項が生じている可能性が認められたことが公表された。4月2日には、同社が対象ファンドを取得勧誘する際に法令違反に該当する行為があった可能性が高いことを認識している旨の公表があった。

- 本件については、第三者委員会が設置され、4月中には調査結果が出ると承知している。なお、既に同社より一連の損失補填手続の前提である損失等の確認を得る作業を開始しているとの公表もされているところである。
- 先ほど同様、一般論となるが、いわゆるファンドについてもその多様化が進むとともに、証券会社による取り扱いも増えているものと考えている。ファンド持分を販売する証券会社におかれては、市場におけるゲートキーパーとして、ファンド運用業者による投資先の監視状況などについても確認を行うとともに、投資先の状況についてもできる限り把握し、投資家に説明するなど、投資家がリスクを承知しないままにファンドを購入することのないよう、取組みをお願いしたい。

7. グループ・グローバルベースのリスク管理について

- 令和3年3月来、国内外の金融機関グループにおいて、海外の特定取引先との取引に起因して、多額の損害が生じる可能性がある事象が公表されている。
- 海外におけるビジネスにおいてリスクが高く複雑な取引が行われる場合にもしっかりとしたリスク管理が行われるよう、グループ全体の方針、ビジネスモデルと統合的な形で海外エンティティにおけるリスクテイクやリスク管理が実施されることが重要である。
- 金融庁としては、本邦金融機関については、親会社からの海外エンティティに対するガバナンスの発揮状況、外国金融機関については個別エンティティに対するモニタリングを行い、グループ・グローバルベースでのリスク管理態勢の整備について、意見交換をしてまいりたい。

8. 顧客本位の業務運営の「見える化」について

- 昨年8月の金融審市場ワーキング報告書を踏まえ、本年1月に「顧客本位の業務運営に関する原則」が改訂された。同報告書では、金融庁において、顧客にとってわかりやすい情報発信を行う観点から、原則の項目毎に金融事業者の取組み比較を行うことと、好事例と不芳事例を比較分析すること

が提言されている。

- これを受け、4月12日、原則を採択する金融事業者から金融庁への新たな報告様式とともに、金融庁における好事例の分析に当たってのポイントを公表（初回集計の報告期限は6月末）。
- 今後、金融庁HPの事業者リストには、原則の項目毎の取組方針が明確であることが確認できた金融事業者のみ掲載していく。

9. 直近の国際会議での議論等（ノンバンクを巡る議論）について

- 2月にも申し上げた通り、新型コロナウイルス感染症の拡大による市場の混乱を踏まえ、FSB及びIOSCOをはじめとする各基準設定主体の間で、ノンバンクセクター等の議論を継続している。マネー・マーケット・ファンド（MMF）に関する作業については、短期金融市場の全体を見渡す形で作業が進められることとなった。
- 特に、MMFに関しては、MMFのレジリエンスを向上させるための様々なオプションが議論されており、7月にはこれらオプションに関する市中協議文書が公表される見込みである。また、米においては、President's Working Groupの報告書に基づき、欧州においては欧州証券市場監督機構（ESMA）が主体となって、政策オプションに関する公開の議論が行われている。
- MMFやオープンエンド型ファンドに関する作業以外にも、新型コロナウイルス感染症の影響下における社債の流通市場の流動性と市場構造など、幅広いトピックの議論が進められている。特に、コロナ影響下における社債の流通市場の流動性と市場構造に関する分析プロジェクトについては、貴協会からデータの御協力をいただいていると思うが、この場を借りて御礼申し上げるとともに、引き続き、御協力いただけると幸い。
- 本年2月末に公表されたIOSCOの2021-2022年の作業計画では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う課題、例えば、ノンバンクセクターの強靭性や、リモートワークに伴うコンダクトリスク等が優先課題として示された。また、ソーシャルメディアを通じた新たなリテール投資形態など、最近の市場状況の進展についてメンバー間で情報交換を行っており、引き続き、

状況を注視していきたい。

10. IOSCO 報告書「COVID-19 の発生下における政府支援措置が信用格付に与えた影響」について

- 証券監督者国際機構（IOSCO）は、本年2月、「COVID-19 の発生下における政府支援措置が信用格付に与えた影響」を公表した。
- 本報告書では、ソブリン・金融機関・非金融企業・ストラクチャードファイナンスの4つの主要な格付カテゴリーにおいて、昨年新型コロナウイルス発生下における格付アクション及び格付メソドロジーの状況などをレビューすることを通じて、政府支援措置が信用格付とそのメソドロジーに及ぼしたと見られる影響や、政府支援措置の終了がこれらに及ぼしうる影響についてまとめられている。
- また、COVID-19 の影響が2021年において継続していることから、政府支援措置の影響を引き続き注視することが重要であると述べられている。
- 金融庁やIOSCOHPで紹介しているので、ぜひご一読いただきたい。

11. IOSCO による国際的なサステナビリティ開示基準の緊急性に係るプレスリリースについて

- 企業のサステナビリティ開示について、IOSCO は、国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団や主要な民間基準設定5団体との協働を目指しており、昨年実施されたIFRS財団のサステナビリティ報告に関する市中協議では、新たな基準設定主体の設置を支持するとともに、包括的な企業報告システムの構築に向けてIFRS財団と引き続き連携していく旨をコメントレターにおいて表明した。
- 本年2月には、国際的なサステナビリティ開示基準の緊急性に係る声明を公表し、国際的に一貫性があり、比較可能で信頼性の高いサステナビリティ開示基準の実現に向けて、IFRS財団との連携へのコミットを示したところである。また、3月には、IFRS財団の基準策定に協力するため、技術的

な議論を行う作業グループの設置を公表したところ。

- サステナビリティ開示をめぐる国際的な議論は今後さらに活発化していくと予想される。貴協会におかれては、日本のIFRS対応方針協議会での議論において、IFRS財団の市中協議へのコメントレターの作成にご協力いただいたところ。日本の意見が国際的な議論に反映されるよう、金融庁としても引き続き取り組んでいきたいので、皆さまと密接に意見交換・情報交換を行っていただければ幸いである。

12. サステナブルファイナンスについて

- 4月19日、総理出席の気候変動対策推進のための有識者会議（第2回）が開催された。
- 麻生大臣より、①気候関連の企業開示が重要でありコーポレートガバナンス・コードの改訂案を公表したこと、②脱炭素に向けた社債などの取引が活発に行われる「グリーン国際金融センター」の実現を目指すこと、③トランジション分野への資金供給を促すための「基本指針」を関係省庁と策定していること、などについて説明し、意見交換が行われた。

（以 上）